

中小企業・小規模事業者の 生産性向上に向けた取り組み

I. 第三者承継の促進について

II. 事業承継時の経営者保証解除に
向けた総合的な対策について

令和元年11月

経済産業省

金融庁

成長戦略における事業承継に係る記載

- 成長戦略において第三者承継を強力に支援し、経営者保証解除に取り組むことを明記。

成長戦略（2019）

○中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

◎新陳代謝の促進

- 事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、同補助金において、経営資源引継ぎ型の創業や事業承継を後押しするための方策について検討する。
- 創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。
- 本年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」（平成27年3月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定）を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。
- 本年度中を目途に後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。あわせて、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。
- 昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

◎経営者保証

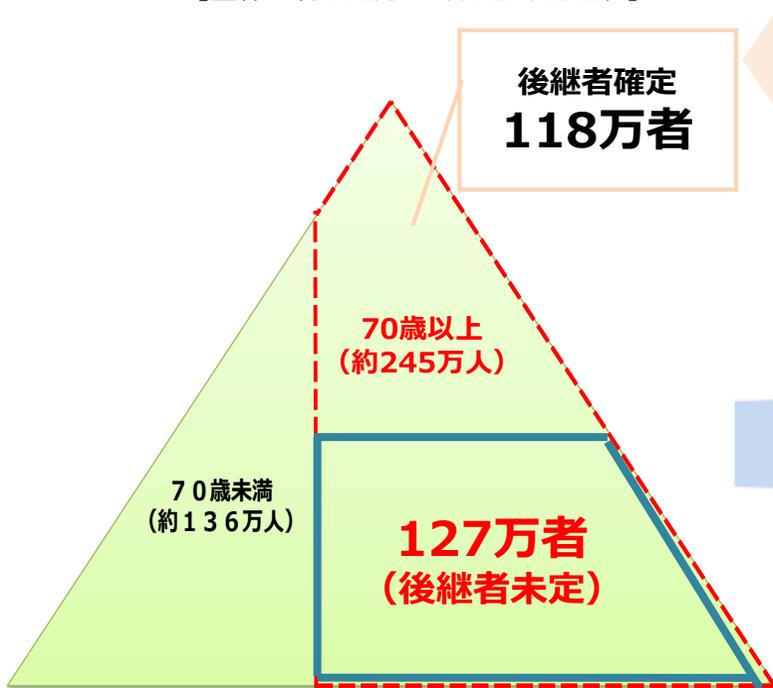
- 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件を充足できるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。加えて、商工中金が原則無保証化するなど、政府系金融機関・信用保証協会の取組を一層促すとともに、これらの施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

事業承継における残された課題

- これまで、事業承継税制の抜本拡充等により、親族内承継を強力に後押し。
- 今後はさらに後継者不在の中小企業の第三者承継を強力に後押しすべく、税制措置の創設の検討を進めるとともに、経営者保証解除に向けた取組を加速させる。

<2025年の中小企業経営者>

[全体：約381万人（平成28年度調査）]



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、
平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

法人版事業承継税制の抜本拡充／個人版事業承継税制の創設

第三者承継支援の抜本的拡充が必要

第三者承継の可能性のある者※

約60万者

10年間の集中実施期間では、

年間6万者以上

※中小企業の黒字廃業比率（49.1%）

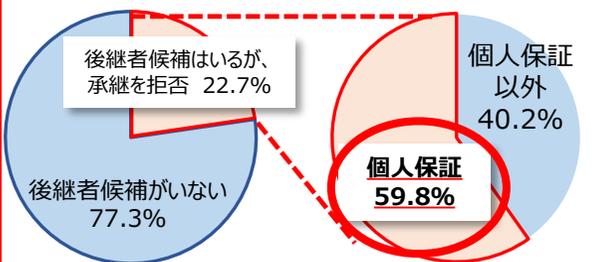
今後の取組

税制等による強力な後押し

個人保証の解除が重要

<後継者未定の理由>

<事業承継拒否の理由>



今後の取組

経営者保証解除パッケージ

(資料) 平成29年度中小機構アンケート

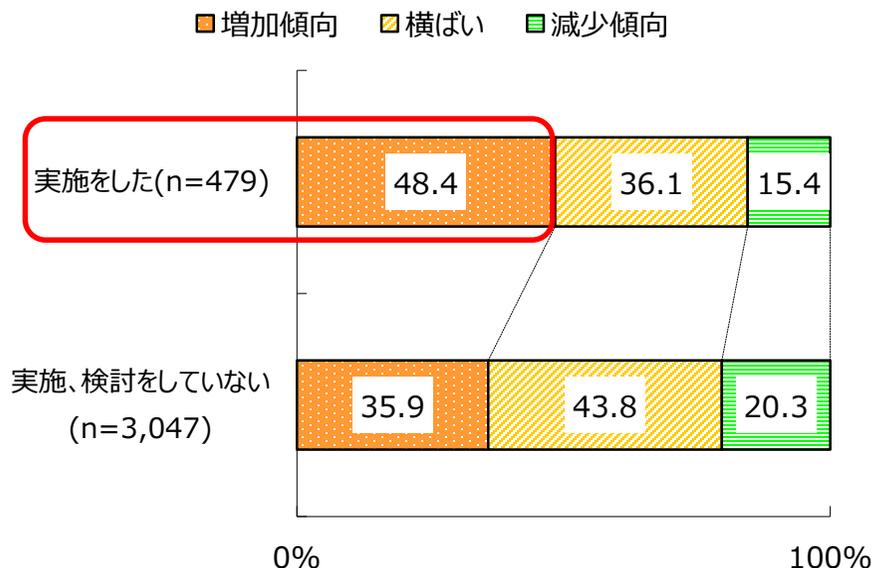
I .第三者承継の促進について

第三者承継の意義

- **第三者承継**は、単に雇用・技術・取引関係の「維持」にとどまらず、人材・販路等の経営資源の集約化・有効活用や、経営者の若返り等により、大きな「成長」に繋がる。
- その結果、地域経済の持続的発展、税収増にも貢献。

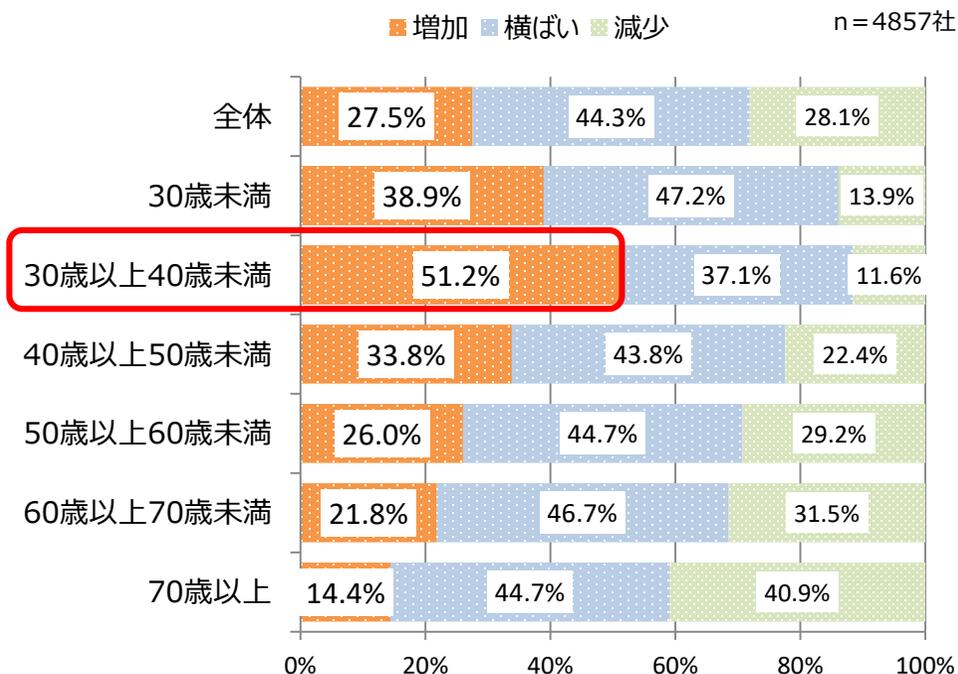
○第三者承継実施企業と非実施企業の経常利益の比較 (直近3年間)

第三者承継後に経常利益が増加した者の割合は、
 第三者承継をしていない者の**1.35倍**



○経営者年齢層毎の売上高

経営者年齢が若い方が
売上高が増加する傾向。



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)

(資料) 平成28年度 中小企業庁委託調査

第三者承継の促進に向けた政策パッケージ

- 年間6万件以上の第三者承継を進めていくためには、**情報不足やマッチング体制、仲介手数料等の課題を解決し、中小企業のマッチング環境を整備**する必要がある。
- このため、**マッチング支援体制の強化**などの各種取組の拡大や、**税制措置の新設**といった総合的な取組について、**要望・検討中**。

中小企業のマッチング環境の現状

- 売り案件が圧倒的に少なく、**マッチングが成立しづらい**。

<M&A仲介会社等の有識者の見解>

- 売り・買い案件の割合は**1：9～2：8**程度。
- M&A仲介業務は、**一定の工数が必要**であり、**コスト**がかかる。仲介会社が増えず案件も成立しにくく、**1件当たりの手数料が高くなる**。

マッチング時の課題

- 中小企業の多くは、収益状況が悪化して手遅れとなった結果、**「消極的な廃業」**に陥っている。
- また、**事業引継ぎ支援センターへの相談者の3割以上は債務超過**であり、**マッチングが困難**。

<事例>

- 東京の老舗焼き鳥店にも漬物を供給する名店。経営者が高齢になったが、**事業売却のインセンティブがなく、経営を継続**。
- 徐々に業績が悪くなり、新規借入も困難に。**債務超過**に陥り、改善も見込めなくなり、弁護士と相談の上、**廃業**。

マッチング後の課題

- M&A後は、**統合費用**や、**事業の発展を視野に入れた資金を確保する必要**があり、大きな資金繰り負担が発生。

<事例>

- 東京都の介護事業者。後継者不在の同業他社を**事業譲渡の手法で第三者承継を実施**。1200万円の「のれん」が発生。
- これが資金繰りの負担になり、承継後もしばらくの間、**事業が軌道に乗らなかった**。

事業売却の促進

税負担

★第三者承継促進税制（売り手支援）

- 売り手にインセンティブを設けることにより、第三者承継を強力に後押し

個人保証が重い

★経営者保証解除パッケージ

- 「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、先代経営者と後継者からの保証の二重取りを原則禁止
- 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設

仲介手数料が高い

環境が不整備

◆手数料の引下げ・事業承継の機運醸成

- 民間プラットフォームと連携し、より身近な形での仲介を推進

マッチングのルールが不透明

★事業引継ぎガイドライン

- 民間仲介事業者に対して、中小M&A時の指針を提示

マッチング環境の整備

後継者不在

情報不足

★事業引継ぎ支援センターの体制強化

- 後継者人材バンクの活用によるマッチング強化
- 創業事業との連携
- データベースの開放による民間事業者の参入促進

◆地銀と人材派遣会社の連携強化等

後継者候補の教育

★承継トライアル事業

- 後継者教育の「型」を実証し、マッチング精度を高める。

事業に将来性がない

◆官民による事業承継ファンドの積極活用

- 民間・中小機構のファンドを通じた企業価値向上

マッチング後の取組支援

マッチング後の事業化面の支援

★第三者承継促進税制（買い手支援）

- 買い手の税負担軽減により、第三者承継の効果を最大化

★事業承継補助金の拡充

- ベンチャー型事業承継など、新規性の高い取組に対して、補助率の引上げなど支援重点化
- 廃業時の処理費用も支援

マッチング後の経営戦略・ガバナンス強化

◆事業承継ネットワークの相談体制強化

- 専門家派遣を通じた、承継後の経営指導

(注) ★は成長戦略記載事項で要望・検討中のもの

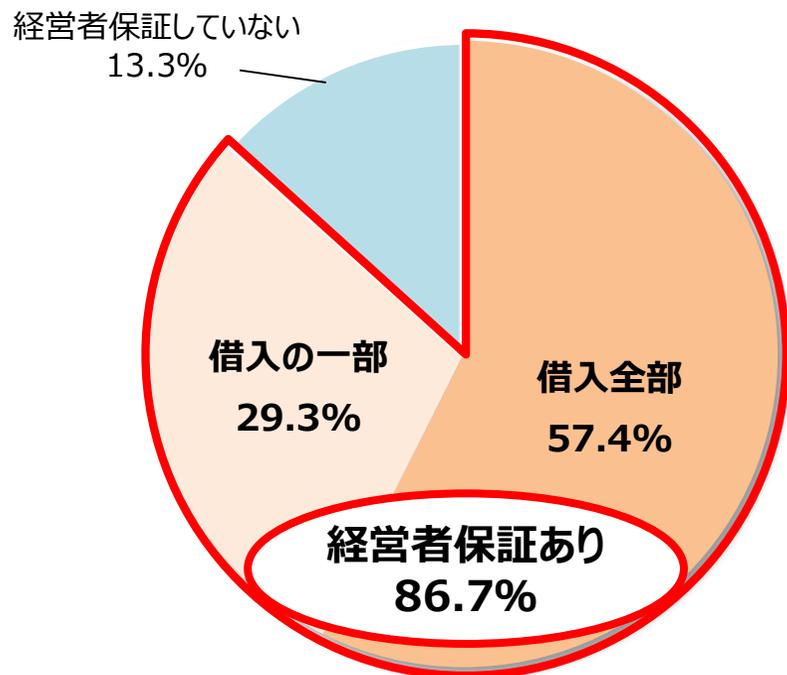
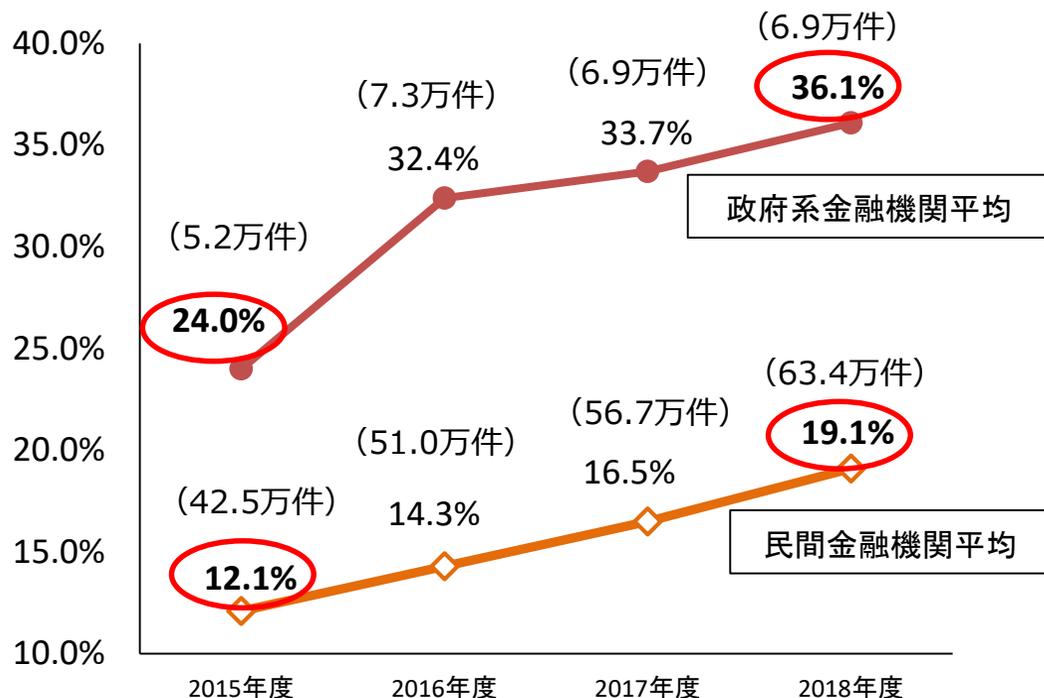
Ⅱ.事業承継時の経営者保証解除に向けた 総合的な対策について

経営者保証解除～これまでの取組

- 2014年2月に「経営者保証に関するガイドライン」を施行。
- 「企業と経営者個人の資産・経理の明確な分離」、「法人単体での十分な債務返済能力」、「適時適切な情報開示」 ⇒ 無保証で融資を受けられる可能性。

経営者保証のない新規融資は徐々に増加。ただし、融資全体の約9割は経営者保証付き。

新規融資のうち経営者保証していない比率（金融庁、中企庁調べ） 融資を受ける際に経営者保証しているか
(平成29年度中小機構アンケート：有効回答9,970)



事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

- 切れ目のない事業承継支援策を実施してきた中で、経営者保証が後継者候補の確保のネック。
- 事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す、総合的な対策を実施。

1. 政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大

(1) 商工中金は、「経営者保証ガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」(令和2年1月から開始)

* 新規融資に占める無保証融資の割合は、現状の35%から大幅増加を見込む

(2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による支援・確認を受けた場合、保証料を軽減し、最大でゼロに(保証協会における管理に必要な費用の一部(約0.2%)を除く)(令和2年4月から開始〈年内相談受付開始〉)

2. 金融機関の取組を「見える化」し、融資慣行改革へ

(3) ① 事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」(2014年2月施行)の特則策定・施行(年内目途に策定・公表、令和2年4月運用開始)

* 旧経営者と後継者の二重徴求の原則禁止、保証設定時の事業承継への影響考慮等

② 経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援(経理の透明性確保や財務内容の改善等)やガイドライン充足状況の確認(令和2年4月開始〈年度内磨き上げ支援の試行開始を目指す〉)

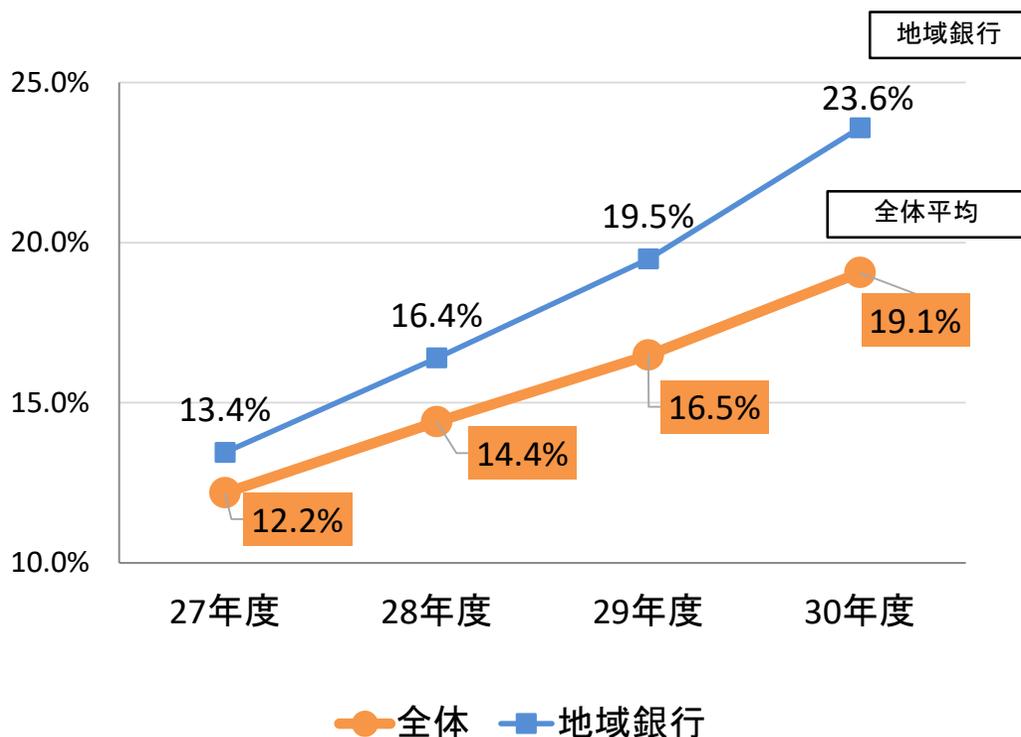
(4) 金融機関の経営者保証なし融資の実績等(KPI)を公表

- 民間銀行：2019年度下期分～(半年毎の自主公表を懇請、金融庁HPで取りまとめ公表)
- 政府系金融機関：2018年度分～(中企庁HPで本年6月公表済み)

(参考1) 経営者保証に関するガイドライン – 活用実績 –

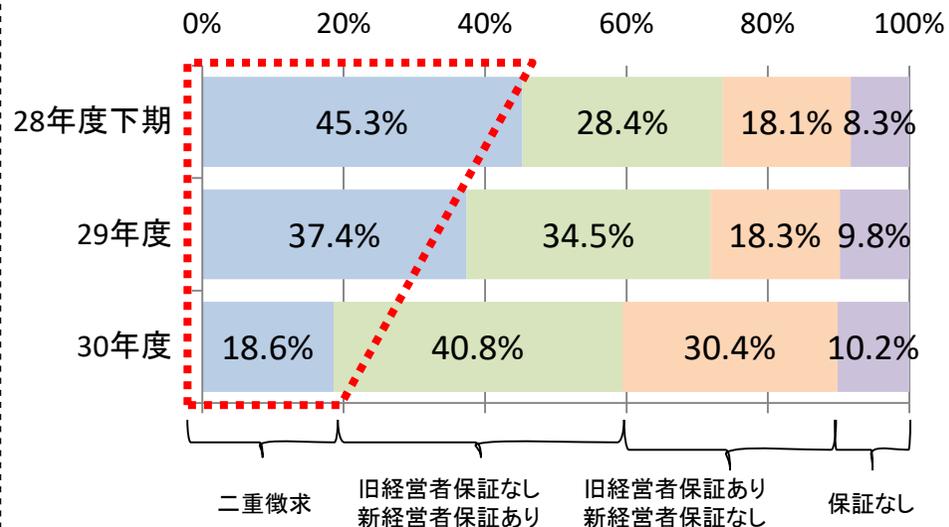
- 民間金融機関^(※)に対し、「経営者保証に関するガイドライン活用実績調査」を半期に一度実施。
(※) 主要行等、その他銀行、地域銀行、信用金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合（全国信用組合連合会を含む）
- 平成30年度の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、一部の地域金融機関で同割合が50%を超えている先がある。民間金融機関全体では19.1%と、前年度の実績と比べて2.6%ポイント上昇。
- 代表者の交代時の対応状況については、特に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が18.6%であり、前年同期比18.8%ポイント低下（事業承継時のデータを取り始めた平成28年度下期比26.7%ポイント低下）。

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



(資料)金融庁

事業承継時の保証徴求割合の推移



(注) 上記は旧経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載。

(資料)金融庁

(参考2) 経営者保証に関するガイドライン – 事例抜粋 –

○事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例

(相談内容)

- 代表者が高齢であり、将来の事業承継を見据えて、既存保証契約の解除および無保証で資金調達を行いたい旨の申し出。
- 但し、**適時・適切な情報開示が不十分**であること、**製品管理等において不安な面**があるなど、**ガイドライン要件を満たしていない状況**。

(金融機関の対応)

- 当社の**工場実査**を行うほか、当社**得意先に対して業界動向や当社の評判、強みを聴取**し、今後更なる成長が見込まれる市場であること、当社の高い営業力等を確認。
- こうした**事業性評価を行うことで、既存の保証契約を解除し、無保証で融資を実行**。

○ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例

(相談内容)

- 創業者であった旧経営者が退任し、創業者の子息が新経営者に就任しており、新・旧経営者の2名から経営者保証を徴求していたため、事業承継の一環として、経営者保証を解除できないか申し出。
- 但し、**事業承継後も旧経営者は同社の株式の大部分を有しており、実質的に経営にも関与していること、法人と旧経営者の間でBS上に多額の役員貸付金が計上されていること、当社から十分な担保提供は行われていないこと**など、**ガイドラインの要件を満たしていない状況**。

(金融機関の対応)

- 当社の事業性評価を実施するなかで、当社の収益状況を十分に把握できており、当行も当社の経営課題に対する支援（販路開拓支援・事業承継支援・外部専門家の活用提案）を行うなど、当社と良好な関係を構築していたことや、信用保証協会との連携により、**信用保証協会付についても経営者保証の解除が可能**であったことから**新・旧経営者2名の保証解除を実施**。

○ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例

(相談内容)

- 代表取締役（旧経営者）が高齢であり、子息（新経営者）への事業承継の準備を進めるにあたり、旧経営者1名から個人保証を徴求しているところであったが、個人保証を解除したい旨の申し出。
- 但し、**法人と個人の資産の分離が明確に行われていない**など、一部**ガイドラインの適用要件を満たしていない状況**。

(金融機関の対応)

- **当行及顧問税理士の指導の下、法人と個人の一体性の解消に向け取り組んでいること**、事業承継を検討していた**早期から当社と当行の連携を図ってきたこと**で、事業承継後に旧経営者が経営から離れても、新経営者の下で事業の継続性に問題がないことを踏まえ、**旧経営者からの個人保証を解除するとともに、新経営者に対し個人保証を徴求しないこととした**。